

岐阜県居宅介護職員初任者研修等事業者指定事務取扱要綱

令和7年2月26日制定

1 目的

この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）及び「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で定める居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、追加課程、統合課程）、同行援護従業者養成研修（一般課程、応用課程）、行動援護従業者養成研修課程、視覚障害者移動介護従業者養成研修及び全身性障害者移動介護従業者養成研修（以下「居宅介護職員初任者研修等」という。）について、県の取扱いを定めるものである。

なお、「岐阜県居宅介護従業者等養成研修事業者指定事務取扱要綱」（平成18年10月1日制定）については、廃止する。

2 実施主体

岐阜県居宅介護職員初任者研修等の実施主体は、知事又はこの要綱に定める指定要件を満たすものとして知事が指定する者（以下「事業者」という。）とする。

3 研修課程及び方法

(1) 各課程の目的、研修方法及び受講対象者は、次のとおりとする。

なお、重度訪問介護従業者養成研修追加課程を受講できる者は、重度訪問介護養成研修基礎課程を修了した者とし（ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより一体的に行う場合を除く。）、同行援護従業者養成研修応用課程を受講できる者は、同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者とする（ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより一体的に行う場合を除く。）。

課 程	目 的	受講対象者	備考
居宅介護職員初任者研修	居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を修得する。		
障害者居宅介護従業者基礎研修	居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を修得する。		
重度訪問介護従業者養成研修	基礎課程	重度訪問介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得する。	
	追加課程	重度訪問介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得する。	重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程）修了者
	統合課程	重度訪問介護従業者が行う業務に関する基礎知識及び技術、重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則による基本研修を統合して習得する。	

同行援護従業者養成研修	一般課程	同行援護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得する。		
	応用課程	同行援護従業者が行う業務に関する知識及び技術を深めるとともに、特に障害及び疾病の理解や場面別における技能等に関する知識及び技術を習得する。	同行援護従業者養成研修 (一般課程) 修了者	
行動援護従業者養成研修課程		行動援護従業者が行う業務に関する知識及び技術を修得する。		
視覚障害者移動介護従業者養成研修		視覚障害者(児)に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を修得する。		
全身性障害者移動介護従業者養成研修		全身性の障害を有する者(児)に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を修得する。		

(2) 研修の実施時間数、実施方法、実施カリキュラムは別紙1および別紙2のとおりとする。ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することは差し支えない。

(3) 研修方法として、講義については、集合の方法によるもののほか、通信により実施できるものとし、演習及び実習については、集合の方法により行わなければならない。講義を通信の方法に行う場合においては、添削指導及び面接指導を適切に実施するものとし、次の各号に掲げる基準をすべて満たさなければならない。

- ① 受講者が学習にあたって講義と同等の効果が得られるよう添削指導及び面接指導を行うこと。
- ② 添削課題の作成及び添削には、別紙4に規定する講師要件に該当する講師があたること。
- ③ 添削課題は、受講者の実習を容易にし、各科目の理解を深めるため、科目ごとに複数の課題を設けるとともに、福祉制度の改正、社会情勢の変化、介助理論及び記述等の進展に則し適宜改訂すること。
- ④ あらかじめ合格点を設定し、これに満たない場合は、再度、課題を課して合格点に達するまで指導を徹底すること。
- ⑤ 添削済みの答案に送付の際には、模範解答及び解説集を送付すること。
- ⑥ 質問用紙を用意し、受講者の疑問に対し、講師要件に該当する講師によりすみやかに回答できるようにすること。
- ⑦ 面接指導は、別紙4に規定する講師要件に該当する講師により行うこと。
- ⑧ 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。
- ⑨ 面接指導時間について、障害者居宅介護従業者基礎研修課程にあつては3時間以上、重度訪問介護従業者養成研修追加課程・統合課程、同行援護従業者養成研修一般課程・応用課程、行動援護従業者養成研修課程、視覚障害者移動支援従業者養成研修課程及び全身性障害者移動支援従業者養成研修課程にあつては、1時間以上確保すること。

(4) 修了年限

修了期間は、以下のとおりとする。

- ① 居宅介護職員初任者研修課程については、原則として8月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、1年6月の範囲内で修了すること

として差し支えない。

- ② 障害者居宅介護従業者基礎研修課程については、原則として4月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、8月の範囲内で修了することとして差し支えない。
- ③ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内で修了することとして差し支えない。
- ④ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内で修了することとして差し支えない。  
また、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として2月以内に修了すること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。
- ⑤ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。
- ⑥ 同行援護従業者養成研修一般課程については、原則として3月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、5月の範囲内で修了することとして差し支えない。
- ⑦ 同行援護従業者養成研修応用課程については、原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2月の範囲内で修了することとして差し支えない。  
また、一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として3月以内に修了すること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、6月の範囲内で修了することとして差し支えない。
- ⑧ 行動援護従業者養成研修課程については、原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内として差し支えない。
- ⑨ 視覚障害者移動介護従業者養成研修課程及び全身性障害者移動介護従業者養成研修課程については、原則として2月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内で修了することとして差し支えない。

(5) 事業者は、研修受講者が、やむを得ない事情等により、研修の一部を受講しなかった場合であつて、事業者が定める修了年限内に、同一又は他の実施主体が行う研修の一部を受講した場合においては、当該受講内容を確認の上、確認された内容に相当する研修科目及び研修時間の全部又は一部を受講したものとみなして差し支えないものとする。

#### 4 免除科目

- (1) 本要綱5の規定により指定を受けた事業者は、研修受講者の保有する資格又は実務経験等により、研修課程の全部又は一部科目を免除できるものとする。なお、免除科目については、別紙3に定めるとおりとする。
- (2) 都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅サービスに係る研修事業の修了者が、居宅介護職員初任者研修等を受講する場合であっても、履修した科目を居宅介護職員初任者研修等の科目として免除する取扱いとはしないものとする。ただし、在宅サービスに係る研修事業の実施団体から、当該研修と居宅介護職員初任者研修等との重複する科目について、免除適用の申請があり、知事が

これを認めた場合には、この限りでない。

(3) 次のいずれかに該当するときは、居宅介護職員初任者研修修了者とみなし、居宅介護職員初任者研修課程の全てを免除するものとする。したがって、該当する資格の免許証及び該当する研修の修了証明書を、居宅介護職員初任者研修課程の修了証明書として扱うものとする。

- ① 看護師、准看護師及び保健師の資格を有する者
- ② 平成25年4月1日改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者
- ③ 実務者研修修了者（社会福祉士法及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）第3条に規定する「文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」をいう。）
- ④ 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条第2号に掲げる研修の1級課程及び2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

(4) 次に掲げる研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、同行援護従業者養成研修一般課程及び同研修応用課程の全てを免除するものとする。したがって、その証明書を同行援護従業者養成研修一般課程及び同研修応用課程の修了証明書として扱うものとする。

・社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」

## 5 指定要件

指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の要件のすべてを満たすものとし、指定後においても同様とする。

### (1) 申請要件

- ① 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- ② 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ③ 県内に事業所（職員を1名以上配置する常設の事業所に限る。）を有する法人であって、県内の事業所において、研修の実施場所及び講師の確保、受講者の募集、会場の設営、受講申込者への対応等研修企画運営全般を行うものであること。ただし、主たる事業所が県外にある申請者については、指定を受けようとする研修の実施に関し、主たる事業所の所在する都道府県から委託又は指定を受け、現に研修を実施していること。

### (2) 研修要件

- ① 継続的に毎年1回以上開催すること。ただし、居宅介護職員初任者研修等事業休止届を提出したときは、この限りでない。
- ② 研修内容が、本要綱3の(2)に規定する研修カリキュラム以上のものであり、修了年限が定められた期間内であること。
- ③ 各教科を担当する講師について、別紙4の基準を標準とした適当な人材が、適当な人数確保されていること。
- ④ 講義を通信で行う場合には、添削指導及び面接指導が適切に実施されること。
- ⑤ 研修受講者に対し、受講申込時または初回の講義時に本人確認を行うこと。

(3) 受講者保護要件

① 次の事項を規定した学則をあらかじめ定めた上で、受講申込前に、受講者に当該学則に記載した事項を周知すること。

(ア) 研修の目的

(イ) 研修の名称

(ウ) 研修の課程、修了年限、研修期間、定員、受講料及び受講対象者

(エ) 受講手続（募集時期、受講料納入方法、受講料返還方法、本人確認等）

(オ) 研修の内容及び時間数

(カ) 研修の免除

(キ) 主要テキスト

(ク) 修了認定の方法（出欠の確認方法、成績の評定方法、修了の認定方法、修了証明書等）

(ケ) その他の研修実施に当たって規定すべき事項（講義を通信で行う場合にあっては、当該実施に係る地域を含む。）

② 研修への出席状況、成績、修了者名簿等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

③ 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密を他に漏洩しないこと。

④ 研修の名称以外の名称を使用したり、指定を受けた事業者名と異なった名称で受講者を募集したりするなど、受講者に誤解を与えるような行為をしてはならないこと。

(4) 利用施設保護要件

研修受講者が実習において知り得た施設利用者等の個人の秘密を他に漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。

(5) 手続要件

① 申請者は、研修を開始する2か月前までに、別記第1号様式の居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請書及び次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。ただし、(カ)に掲げる添付書類は実習を行う場合に限り提出するものとし、①に掲げる添付書類は講義を通信で行う場合に限り提出するものとする。

(ア) 研修の概要

(イ) 学則

(ウ) 講師一覧（講師の氏名、担当教科、資格、専任又は兼任の別等）

(エ) 講師調書（講師の職歴等）及び保有する資格等の証明書

(オ) 喀痰吸引等研修講師履歴書の写し（重度訪問介護従業者養成研修統合課程に限る。）

(カ) 実習施設一覧及び実習施設利用承諾書

(キ) 収支予算書

(ク) 財政計画書

(ケ) 定款その他基本約款

(コ) 資産状況を証する書面

(サ) 添削指導及び面接指導の指導方法書並びに講義室（演習室）使用承諾書

(シ) 登録研修機関登録通知書の写し（重度訪問介護従業者養成研修統合課程に限る。）

② 申請者は、申請者の氏名及び住所（名称及び主たる事務所の所在地）、事業所の所在地（講義を通信の方法によって行おうとする者にあっては、主たる事業所の所在地）並びにアに掲げる事項に変更があったときには、原則として、変更内容を反映させた研修を開催する60日前までに、変更の内容、変更時期及び理由を記載した居宅介護職員初任者研修等事業変更届出書（別記第2号様式）を知事に提出し、承認を得なければならない。ただ

し、やむを得ない事情により60日前までに提出ができない場合は、事前に知事に協議するものとする。

- ③ 事業者は、研修事業を休止したとき（研修を年1回以上実施しないことが明らかで、かつ、廃止する予定のないときをいう。）には、10日以内に、知事に別記第3号様式の居宅介護職員初任者研修等事業休止届出書を提出しなければならない。
- ④ 事業者は、休止後、研修事業を再開したときには、10日以内に、知事に別記第4号様式の居宅介護職員初任者研修等事業再開届出書を提出しなければならない。
- ⑤ 事業者は、研修事業を廃止したときには、10日以内に、知事に別記第5号様式の居宅介護職員初任者研修等事業廃止届出書を提出しなければならない。
- ⑥ 事業者は、研修事業を修了した日の属する月から2か月後の月末までに、知事に別記第6号様式の居宅介護職員初任者研修等事業修了報告書に修了者名簿を添えて提出しなければならない。
- ⑦ ①から⑥に規定する申請書及び届出書は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をあらかじめ指定された電子メールアドレスにより送信して提出することができる。

#### (6) その他の要件

- ① 事業者は、知事が、研修に関する情報提供、研修事業の内容の変更その他必要な指示を行った場合には、その指示に従わなければならない。
- ② 主たる事業所が県外にある申請者においても、岐阜県にて研修を実施・募集する場合には、必ず本要綱及び知事の指示に従い指定を受けること。

### 6 調査及び指導

- (1) 知事は、本事業の適正な実施のため必要があると認める場合には、申請者に対し、本要綱に規定する研修の実施に係る報告若しくは帳簿書類の提出又は提示を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- (2) 知事は、本事業の実施に関し、適当でないと認めた場合には、申請者に対し、必要な指導を行うことができる。

### 7 指定の取消し等

本要綱5に規定する要件に反すると認めるときには、知事は、指定をしないこと又は指定を取り消すことができるものとする。

### 8 修了評価

研修の修了者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要があることに留意すること。

- (1) 研修を全日程出席（通信による場合は受講）すること。ただし、やむを得ない事情により研修の一部を欠席した者に対しては、修業期間内に補講等の代替措置により当該科目に出席したものとみなすことができる。
- (2) 課題の提出を指示した場合には、定められた期日に課題を提出し、あらかじめ設定した合格点に達していること。
- (3) 講師により、受講態度が良好であると評価されること。

## 9 修了証明書の交付

事業者は、研修修了者に対し、別紙5に定める修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付するものとする。また、事業者は、研修修了者から紛失等により証明の申出があったときには、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付するものとする。

## 10 書類の保存

事業者は、研修の実施に係る関係書類を研修の終了後5年以上保存するものとする。ただし、修了者に係る名簿については、永久保存しなければならない。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日以降に係る研修から適用する。なお、それ以前の研修については従前の要綱による。